

平成 27 年 9 月 15 日
独立行政法人自動車事故対策機構

適性診断票の誤印刷について

独立行政法人自動車事故対策機構

理事長 鈴木 秀夫

(独)自動車事故対策機構においては、事業用自動車の運転者に対し、適性診断用機器を用いて運転特性、視力等を診断し、安全運転を指導するとともに、その適性診断用機器の貸出しを運送事業者等に行っております。

この度、当機構三重支所から貸し出された適性診断用貸出機器で、過去に当該機器を使用して適性診断を実施した運転者に係る適性診断票が、別の借り手の運送事業者において印刷される事案が発生いたしました。誤って印刷された適性診断票に関しましては、直ちに全て回収しております。

誤って診断票が印刷された運転者の他、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。なお、原因については現在鋭意調査中です。

1. 経緯

平成 27 年 9 月 10 日、三重県内の運送事業者様より「適性診断用貸出機器を社内 LAN に接続したところ、別支店のプリンターから、自社社員ではない人物に係る適性診断票が印刷された。」旨のご連絡がありました。直ちに当機構三重支所の職員が赴き確認したところ、過去に当機構による出張診断時に当該機器を使用して適性診断を受診された運転者の方(9 事業者 10 名)に係る適性診断票が誤って印刷されていることが判明いたしました。

誤って印刷された適性診断票には、氏名・所属事業者名・ウェブカメラにて撮影した顔写真・運転行動に関係のある諸特性を機器により測定した結果と安全運転のためのアドバイスが記載されておりました。

2. 受診者への対応

誤って印刷された適性診断票は当日中に全て回収させていただき、関係の事業者様及び当該適性診断票に係る受診者様に対し、謝罪を行いました。

3. 原因

原因については、現在鋭意調査中です。

4. 今後の対応

本年 4 月にも同種事案が発生し、印刷ジョブの削除の徹底等の再発防止策を講じてい

たにもかかわらず、今回の事案が発生したことを重く受け止めております。

このため、原因調査が終了し、適切な対策を講ずるまでの間、次の全国的な対応をとらせていただくことと致します。

- ①適性診断用機器の新規貸し出しの停止
- ②適性診断用貸出機器をご利用中の事業者様のもとへ当機構職員が訪問の上、機器の設定の再確認を実施
- ③支所で保管している全ての適性診断用貸出機器の設定の確認を実施

関係者の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げますとともに、多大なご迷惑をおかけいたしますことを改めてお詫び申し上げます。

以上

〈本件に対するお問い合わせ先〉
独立行政法人自動車事故対策機構
安全指導部 適性診断担当（下田・嶋田）
TEL：03-5608-7598